

【保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の収入の状況について】 該当する□にレ印を付けてください。

次の者の家計の状況の確認書類を提出します。

※ (専攻科のみ) 記入上の注意【生計維持者の収入等の状況について】ホに該当する場合はこの項目のチェックに関わらず扶養親族申告書を提出すること

①	☐	親権者(両親) 2 名分
②	☐	親権者 1 名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が 1 名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情 (DV 等) によりやむを得ず、親権者の 1 人の確認書類を提出できない場合 等 ・ (専攻科のみ) 満 18 歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は⑤又は⑥のいずれかの□にレ印を付けてください。
③	☐	未成年後見人 () 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	高校生等の生計をその収入により維持している者 (主たる生計維持者) (両親等) 2 名分 高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者 1 名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	☐	高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする (以下、同様)。

※下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

☐	私の世帯は、認定基準日において、生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 36 条の規定による生業扶助は受給していません ※必須項目
--------------------------	--